

## 議会に係る手続のオンライン化で利用する電子情報処理組織について

## 1 手続のオンライン化

手続のオンライン化とは、インターネット等のコンピュータネットワークを利用する方法（「電子情報処理組織」を使用する方法）により、手続を行うことをいう。

## 2 利用する電子情報処理組織

議長と議員間に係る各種手続をオンライン化する際に利用する電子情報処理組織について、次回の議会改革検討会議で検討することとしたい。

検討対象とする電子情報処理組織の特徴と留意点は下表のとおり。

電子情報処理組織	特徴	導入に際しての留意点
e-kanagawa 電子申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>各議員のアカウントを作成することで、本人確認の手段とすることが可能。</li> <li>議員所有のパソコンやスマートフォン等からログインしての利用が可能。</li> <li>申請区分ごとに受け付けることが可能なため、受け付けた申請等の管理が容易。</li> <li>既に県民からの各種申請書の提出手段として利用実績がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
電子メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員所有のパソコンやスマートフォン等からでも送受信でき、利用が容易。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳格な本人確認には、電子署名の利用等が必要となる。</li> <li>他のメールに紛れてしまう可能性が生じる等、受け付けた申請等の管理が煩雑となる。</li> </ul>

※ マイナポータルは、全国都道府県議会議長会と関係省庁との調整の中で、議長と議員間に係る手続は除外されていることから、検討の対象外とする。

※ 議会クラウドは、議員貸与パソコンからの申請に限られること及び申請日時を容易に確認することができないことから、検討の対象外とする。